

# 市原市消費生活センター

- 消費生活センターってどんなところ？
- 消費生活センターって何をやるの？
- 消費生活センターってどこにあるの？
- どんなときに相談すればいいの？

## 市原市消費生活センターについて

### 【消費生活センターとは】

地方公共団体が設置している行政機関で、事業者に対する消費者の苦情相談、消費者啓発、生活に関する情報提供などを行っています。

### 【市原での歴史】

昭和43年に国が「消費者保護基本法」を制定し、消費生活に関する関心が高まっていく中、昭和45年に、消費生活相談業務を開始しました。その後、「市原市消費生活センター」が昭和53年3月に設置されました。平成21年度には、国の機関として「消費者庁」が発足され、ますます消費者保護の重要性が認識されています。

### 【主な仕事】

- ・消費者保護事業(消費生活相談)
- ・消費生活コーディネーターによる価格調査
- ・不用品の情報交換
- ・消費者への啓発
- ・消費者団体の育成
- ・千葉県計量検査所の計量器検査協力及び、計量の適正化に関する広報
- ・消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法及び電気用品安全法に係る業務



レンガの建物が印象的な五井会館

## アクセス



公共交通機関利用：JR五井駅 西口より徒歩3分。

梨ノ木公園前、五井会館3階

自動車利用：市営梨ノ木公園地下駐車場をご利用ください。  
(消費生活相談の場合、駐車券をお渡しします。)

市原市消費生活センター

〒290-0081

市原市五井中央西2-3-13 五井会館3階

TEL 0436-21-0844

FAX 0436-21-0899

E-Mail shouhi@city.ichihara.chiba.jp

# 市原市消費生活センター

## 消費生活相談



消費生活に関する疑問、相談、また、悪質商法などの被害にあったときはご相談ください。

相談は無料。

来所されても電話でも結構です。

月曜日～金曜日、午前9時～午後4時15分（正午～午後1時は除く）  
受付は午後3時まで

事業者との間に生じたトラブルや暮らしに関する疑問、困りごとに対して、専門の資格をもった『消費生活相談員』が、相談に応じております。気軽に問合せ、相談してください。

相談専用電話 0436-21-0999

※来所される場合はアクセス方法をご確認ください。車でお越しの際は「梨ノ木公園駐車場」に停めてください。



## 無料で講師を派遣します！

暮らしに役立つ情報や悪質商法の手口などを分かりやすく学べるよう、「出前講座」を開催しています。悪質商法の落とし穴や解決策を、楽しく、わかりやすく紹介する講師を無料で派遣しています。町会、婦人会、老人クラブ、PTA、各種サークル、各グループなどから申し込みを受付けています。

【講座内容】

- ・こんなトラブルにご用心 「悪質商法」「高齢者の消費者トラブル」 など
- ・契約をめぐる知識 「契約ってなあに」「多重債務に陥ったら」「クーリング オフは書面で」 など

※事前に日時のご相談をお願いします。

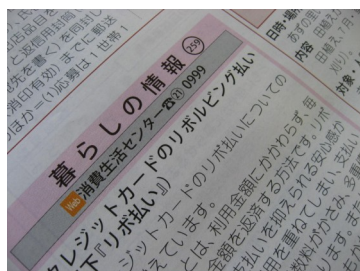
## 暮らしの情報

広報いちはら（1日、15日発行）で、毎月15日号の中で、「暮らしの情報」として、暮らしの中で起こるさまざまな事例をもとに、その解決方法や対処方法を紹介しています。

また、バックナンバーを市原市ホームページで紹介しています。

詳しくはコチラ ↓

[http://www.city.ichihara.chiba.jp/070keizai/syouhi/p\\_e\\_64.html](http://www.city.ichihara.chiba.jp/070keizai/syouhi/p_e_64.html)



# 市原市消費生活センター

## 講座・セミナー・イベント

消費者への情報提供や消費者に必要な知識を得て、賢くなるために、「消費生活展」、「消費者のつどいいちはら」、「消費生活講座」などの各種講座を開催しています。参加は無料です。

募集は「広報いちはら」で行います。



消費生活展	暮らしに関する研究成果の展示や相談、実演などを通して賢い消費者になるための情報がもりだくさん。年1回、12月上旬開催。
消費者のつどい いちはら	消費者問題など専門的な知識と高度な技術を身につけ、消費者意識の高揚をはかる。年1回、5月ごろ開催。
消費生活講座	生活に密着した身近なテーマや消費生活問題など、幅広い知識や情報を提供し、日常生活に役立てる、知識を養う。年4～6回開催。

## 不用品情報交換

皆さんの家庭で必要としなくなった家具や電気器具、子供用品などの不用品を「あげます」「譲りたい」「譲ってほしい」人のために受付し、不用品情報を紹介する機会を設け、資源の擁護と有効利用を図り、消費生活の合理化を推進しています。

【申し込み方法】常時、来所、電話、FAX、郵便により受付しています。

申し込みの際、不用品の品物名と氏名、住所、電話番号をお知らせください。  
市原市内在住の方にかぎります。

一般家庭で不用になった品物で、次の物はできませんので注意してください。

- ・商店、会社などの事業者で不用になったもの。
- ・飲食物、貴金属類、化粧品類、動植物、薬品類、オートバイ、チケットなどの金券類、不動産など。
- ・仏壇などの宗教上のもの、人体に危険なもの、社会通念上及び法律で違反するもの。



## 小売価格調査

年6回奇数月に普段買い物をしている24品目について価格調査を行っています。

調査は市に委嘱された「消費生活コーディネーター」が行っています。

調査結果は市内平均値をHPで公表しています。

詳しくはコチラ → [http://www.city.ichihara.chiba.jp/O70keizai/syouhi/p\\_e\\_65.html](http://www.city.ichihara.chiba.jp/O70keizai/syouhi/p_e_65.html)



## はかりの検査

はかりの定期検査を実施しています。この検査は2年に1回実施することが、計量法で定められております。

商店・工場等で、はかりを取引や証明に使用している方は、必ず受検してください。（代検査・所在場所検査は除く）

市原市では偶数年度の4月に行っております。



適正なはかりを利用してもらい、消費者に不利益がないよう、定期的に検査しています。

